

# 四万十町景観計画



平成 30 年 7 月  
高知県四万十町

# 目次

第1章 序章.....	4
1. はじめに.....	4
第2章 四万十町景観計画策定の方針.....	6
1. 四万十町のまちづくりと景観施策の考え方.....	6
2. 流域市町との連携.....	7
3. 計画の目的.....	7
第3章 四万十町の景観特性.....	8
1. 社会的条件の整理.....	8
2. 景観特性と景観区分.....	8
第4章 景観計画の区域.....	11
1. 景観計画区域.....	11
2. 景観計画区域の区分.....	11
(1) 景観重点区域.....	11
(2) 景観一般区域.....	12
3. 四万十町の景観形成に関する取り組み.....	12
(1) 四万十川条例による規制誘導.....	12
(2) 四万十町総合振興計画との整合性.....	13
(3) 四万十町都市計画との調整.....	13
(4) 四万十町環境基本計画との調整.....	13
4. 景観形成を推進する景観重点区域の概要.....	14
第5章 景観形成上の課題整理と対応方針.....	15
1. 景観形成上の課題整理.....	15
(1) 山村景観 「暮らしの知恵が引き継がれる 生活の景観」.....	15
(2) 河川景観 「昭和の郷愁 遊びの景観」.....	16
(3) 田園景観 「瑞穂の国の原風景 実りの景観」.....	18
(4) 街並景観 「四国霊場札所の門前町と志和の景観」.....	18
2. 将来の景観像と基本目標.....	20
(1) 山村景観.....	21
(2) 河川景観.....	21
(3) 田園景観.....	21
(4) 街並景観.....	21
第6章 四万十町景観計画の景観形成基準（行為規制）.....	22
1. 届出行為の規模.....	22
2. 景観形成基準.....	23
(1) 景観重点区域.....	23
(2) 景観一般区域.....	25

第7章	屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限 .....	27
1.	届出行為の規模 .....	27
第8章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定 .....	29
1.	景観重要建造物の指定の方針 .....	29
2.	景観重要樹木の指定 .....	29
第9章	景観重要公共施設の整備に関する事項 .....	32
第10章	景観農業地域整備計画の策定に関する基本的な事項 .....	34
1.	景観農業振興地域整備計画に定める事項 .....	34
2.	計画策定における考え方 .....	34
資料	用語解説 .....	35

**【表紙の写真】**

橋は生活の往来の分岐であり、川を身近に感じさせる遊びの構造物でもあった。少年時代の夏は沈下橋を想いうかべる。

**【裏紙の写真】**

国の重要文化財である旧竹内家住宅で七夕の飾り付けを行っている。NPO団体が、節句や七夕など山村の四季折々の年中行事を、地域の子どもたちと一緒に催している。

## 第1章 序章

### 1. はじめに

四万十町は、平成18年3月20日に窪川町・大正町・十和村の2町1村が合併して誕生しました。

いずれの地域（旧町村）も、豊かな自然環境に基礎をおき、人と人とのつながりや心の豊かさを大切にしているのが共通の特徴で、町村合併により、それぞれの特色ある自然と歴史・文化が多彩さと奥行きを増した町となりました。



朝霧の台地



幽玄な森林



沈下橋で遊ぶ

四万十町には、「日本最後の清流」と言われる四万十川をはじめとした豊かな自然が保たれ、日本の原風景とも言える風情が残っています。また、住民の暮らしも自然と密接に関わりを持ちながら営まれており、この自然と人々の暮らしの営みが織り成す多彩な景観は町民の財産であり誇りです。

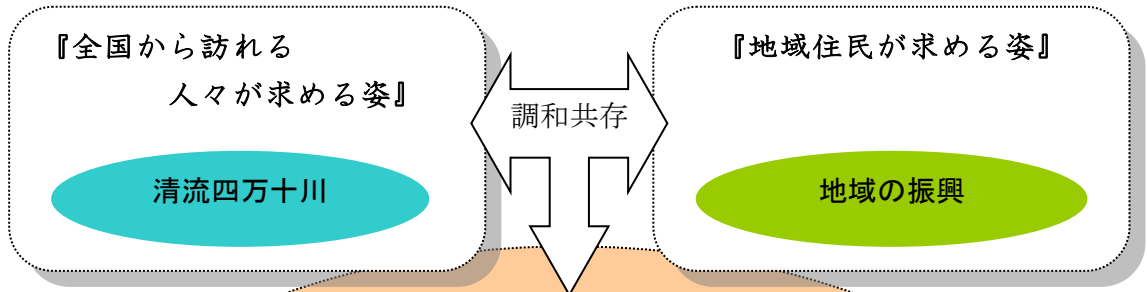
これらを守り、育んでいくには、町民が景観の価値を認識し、開発行為等の経済活動と地域の自然とともに歴史、文化を積み重ねてきた人々の生活との調和を図り、それを保全していく意識を高めていく必要があります。

そのようななか、国は「景観法」を制定し、農山漁村等の集落を形成している地域とこれと一体となった景観を形成する地域を保全する制度を設けました。

そこで、四万十町は、四万十川総合保全機構（四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、

梶原町の流域5市町)と連携し、この制度を活用し、これまでの四万十川の環境と景観保全の取り組みを発展させ、良好な景観を「文化的景観」と位置づけ、地域資源として活用する取り組みを進めることにしました。

【四万十川条例のイメージ】



【四万十川条例の目的】

流域の人々の生活から生まれる文化的な景観（農山村の風景・沈下橋・伝統漁法・棚田など）や四万十川の自然環境を保全・活用することで流域の振興を図ります。

四万十川条例

【四万十川の将来像の実現に向けて】

- 重点地域指定（回廊地区・保全活用地区・共生モデル地区）
- 許可の対象行為（建築物等の建築等・外観の模様替え・色彩変更等）
- 許可の基準（基準の内容を満たせば許可）

四万十川の将来像

景観の形成へ新展開（景観計画の策定）

## 第2章 四万十町景観計画策定の方針

### 1. 四万十町のまちづくりと景観施策の考え方

四万十町では、基幹産業の農林水産業の低迷に加え、過疎化・少子高齢化等によって、地域活力は低下を続けています。

一方、四万十川の知名度は全国的にも高く、今後は益々、観光資源としての活用と、そのための景観保全が求められています。しかし、住民には四万十川の景観や清流環境の変化を危惧するとともに、景観保全や環境保護よりも生活の向上を求める意見もあります。



四万十川が「日本最後の清流」と言われ、良好な景観が残っているのは、これまで流域で大規模な開発行為が行われなかったため、良好な景観の多さは、言い換えれば不便の多さでもあります。

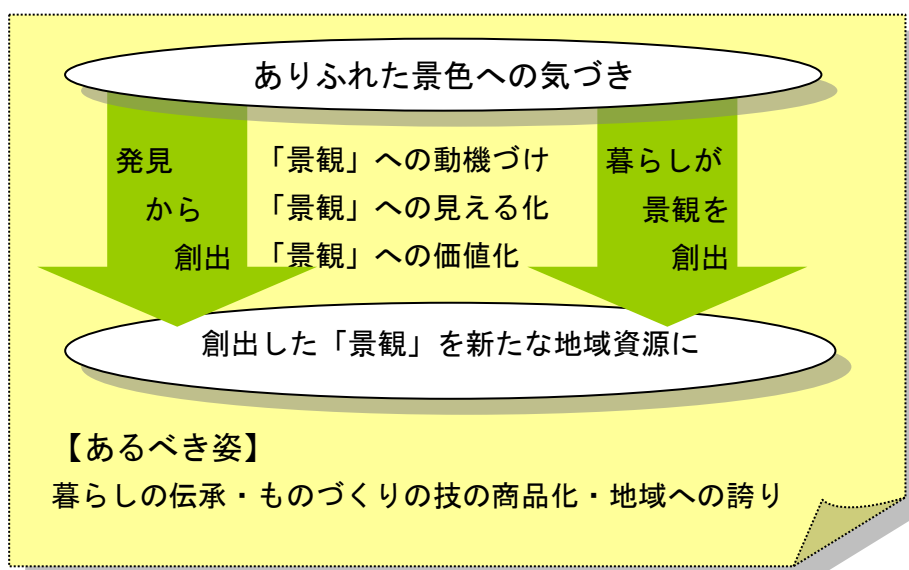
しかし、現在、求められているのは、利便性・経済性・効率性のみを追求した乱開発ではなく、都会では成しえなかった自然との共生であり、秩序ある開発です。

そのため、住民は、都市住民が都市では見られない四万十川やその流域に残された美しい景観に魅力を感じて訪れることを理解し、ありふれた景観にこそ価値があることに気づく必要があります。

そこで、四万十町では「景観」という新たな概念を育て、住民共有の財産である貴重な景観を意識したまちづくりに取り組みます。

そして、農地や山林等の地域資源を保護しそれを活用した農業経営や林業経営を進めることによって、本町での就労を確保するとともに、四万十川や農山村の景観を保全します。

さらに、四万十川を核に山・台地・海、農山漁村の多彩な景観を地域の財産として位置づけ、観光地化しない観光地として、これらの資源を保全して長く活用します。





## 2. 流域市町との連携

これまで四万十川の保全施策について、四万十川総合保全機構及び(財)四万十川財団のもとで、四万十市、中土佐町、津野町、梶原町の流域市町と共同して取り組んできました。

この四万十川の保全施策の新たな展開として、「川」をテーマとした四万十川の良好な景観の形成に取り組もうと数年前から検討を重ねてきました。

平成19年8月、高知県と景観行政団体の協議が整い、流域5市町が景観行政団体としてそれぞれの地域特性にあった景観計画を統一のテーマのもとに策定し、景観行政団体の長として良好な景観の形成の施策に取り組むこととしました。

## 3. 計画の目的

この計画は、景観法第8条に規定する景観計画として定めるものであり、また、第2次四万十町総合振興計画や環境基本計画と相互に連携してまちづくりを進めるために策定するものです。計画の内容については、状況の変化に対応していくため、必要に応じてその都度見直しを行います。



雲海の山々

## 第3章 四万十町の景観特性

### 1. 社会的条件の整理

#### ■土地利用の現況

四万十町は、東南部は土佐湾に面し、西北部は愛媛県との県境に接しており、四国カルストを源に太平洋に流れる清流四万十川の中流域に位置し、山地、里山、台地、河岸段丘、河川、平地、海岸、海といった多様な姿をみせる農林水産業を基幹産業とした町です。町内東部に2,000haの農地（高南台地・窪川地域）が広がるものの、総面積の9割を山林が占め、集落の多くは四万十川及び支流の梶原川沿いの狭隘な農地で形成されています。

#### ■四万十川及び流域の概要

四万十川の自然環境は、河道特性、地形特性及び生物の出現状況等を勘案すると、山間溪谷部の清冽な流れの源流から佐賀取水堰までの上流部、大きく蛇行を繰り返しながら瀬淵を形成し流下する佐賀取水堰から四万十市佐田付近までの中流部、山地から平野部に入り四万十川の豊かな自然環境を育む広大な汽水域を有する佐田付近から河口までの下流部に大きく区分されます。四万十川には、高知県等が指定し保存対象となっている48橋の沈下橋を含め数多くの沈下橋が存在し、その風景は沿川の森の緑や点在する集落等と一体となり四万十川を代表する景観となっています。

#### ■産業から見た町の地域特性

### 2. 景観特性と景観区分

これらの地域特性をもとにした景観特性を4つの景観類型に整理し、それぞれの景観特性を活かした取組を行います。

景観類型	景観特性	景観資源
山村景観	<p>豊富な森林資源を擁し、年間降水量が多く、この気候条件のなかで豊かな森林を育み、その恵みを生業としてきた。</p> <p>河川景観、田園景観以外の地域をいう。</p> <p>これらの地域は、全国有数の良材の産地であり、また四万十川の清流の源として山村集落と共に重要な景観を形成</p>	<p>■森林景観資源</p> <p>藩政時代の複層林など高い林業技術により整備された森林に恵まれ、森林を産業資源として活用しており、特に四万十桧は地域ブランドとなっている。また、国有林や町有林の一部は風景林として保護されている。</p> <p>大正梶原川流域には、国有林の木材搬出用に使用された森林軌道跡があり、一部はウォーキングトレイルとして整備されている。</p> <p>■農地景観資源</p> <p>棚田や段々畑が山麓の傾斜地に点在している。経営農地は小規模であるが、農業と林業の複合経営が生業の主体である。</p>



	<p>している。</p>	<p>■集落景観資源</p> <p>山や川の豊かな恵みを生活の生業に組み込み加工する技術をはじめとした暮らしの生活力みなぎる地域である。</p> <p>また、各地区に伊予の影響を受けた茶堂が点在している。</p>
<p>河川景観</p>	<p>四万十川域の地域をいう。ただし、旧窪川町の四万十川流域の地域は田園景観として位置づける。</p> <p>これらの地域では、四万十川による筏流し・管流しによる木材の運搬や、センビ・高瀬舟・センバによる水運が発達し、川沿いの集落は休憩や宿泊・中継の地としての役割を果たし、その生活・生業によって流域の景観が保全されている。</p>	<p>■河川景観資源</p> <p>四万十川は豊かな清流を湛えるとともに、川沿いには多くの自然が残っており、住民は、それを生活の中に取り入れて利用している。</p> <p>■中州景観資源</p> <p>流域の中州は独特の河川景観を創り出し、中州・三島は農地の耕作によって季節ごとに味わいのある景観を醸している。</p> <p>■伝統産業景観資源</p> <p>泉貨紙は、農業の副業として四万十川流域で古くから生産されていた純楮製の和紙で、旧十和村で伝統技術が伝承されている。川の瀬で行われる楮の晒しは冬場の風物詩である。</p> <p>■沈下橋景観資源</p> <p>四万十川の洪水時に耐えるために造られた、橋脚が低く欄干もないコンクリート製の橋。現在も生活道として利用されている。</p> <p>■川漁景観資源</p> <p>昭和8年に県知事の許可制となった鮎の火振り漁は、四万十川流域の有名な伝統漁法の一つ。その多くは、農業の傍らの副業として行われている。</p>

<p>田園景観</p>	<p>高南台地の、四万十川及びその支流の豊富な水を利用して開墾した田園風景が広がっている地域をいう。</p> <p>これらの地域には、四万十川に築かれた堰や水路、洪水から農地を守るための石積み堤防等、先人たちが四万十川と共生してきた歴史を見ることができる。</p>	<p>■田園景観資源</p> <p>この地域は県内でも有数の穀倉地帯で、広大な水田で生産される良質米は、仁井田米のブランドで知られている。</p> <p>■農業施設景観資源</p> <p>この地域では四万十川の清流を農業に利用するために堰や水路を築いている。その中に、作屋の合同堰（通称：三堰）や灌漑用水路がある。法師ノ越水路トンネルは平成10年に改修し、現在その一部が残っている。</p> <p>四万十川の洪水から水田を守るために河岸に築かれた石積みの堤防が市生原や越行に現存している。</p> <p>高南台地の開墾の歴史を物語るものに神社がある。高岡神社は伊予の豪族・河野氏によって創建され、空海が5社に分座したと言われる。高加茂神社は銅矛5本と銅戈1本をご神体としている。</p>
<p>街並景観</p>	<p>城下町を基礎として発展した四国霊場札所門前町の景観及び高南台地の生産物が集積され形成された志和地域の街並みをいう。</p> <p>窪川市街地は、高南台地の生産・流通・行政の中枢を担って発展した門前町と城下町の景観をとどめている。</p> <p>志和地区に見られる町屋の通りや米蔵跡の石垣には、高南台地の発展を支えた歴史をみることができる。</p>	<p>■街並景観資源</p> <p>窪川地域には、四国霊場第37番札所岩本寺をはじめ、半平旅館、美馬旅館、文本酒造等明治時代後期の建築様式を伝える貴重な建造物がある。</p> <p>また志和地区には、室町期の創建と言われる薬師寺や藩政期から昭和初期にかけて四万十川流域の物資運搬の集積により財をなした商家が多数存在している。</p>

## 第4章 景観計画の区域

### 1. 景観計画区域

四万十町の町名の由来であり「日本最後の清流」と言われる「四万十川」は、豊かな自然の代名詞であり、四万十川をはじめとする山・川・台地・海の豊かな自然と、歴史・文化が積み重ねられた農山漁村の特色ある景観が、町の財産であり誇りです。

そこで、町全体の豊かな自然と地域の人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を守り発展・創出するため、町内全域を景観計画区域とします。



三島・轟集落

### 2. 景観計画区域の区分

景観計画区域は、既存の四万十川条例の経験知を踏まえつつ、地域の特性に応じて4つの景観類型（山村・河川・田園、街並み）と3つの規制度合（第一種地区・第二種地区・景観一般区域）に設定し、区域の境界について、住民だれもが理解できる明確な範囲とします

また、町内全域を景観計画区域として緩やかな行為制限を行いながら住民の景観形成の意識を高め、その後重点的に景観の形成を図る必要があると認める区域について、住民の景観形成への主体的な取り組みや住民の合意形成を図る中で、規制内容の厳しい「景観重点区域」への移行を図ることとします。

#### （1）景観重点区域

本地域の豊かな自然景観及び地域特有の歴史・文化・生業によって形成された重要な景観であって、住民・国民共有の財産として重点的に景観を保全し創出する地域を「景観重点区域」として指定します。

この景観重点区域は、四万十川条例の回廊地区と保全・活用地区を基本的に準拠し、四万十町景観条例に区分の境界を明確に位置づけることとします。

また、当初第二種地区として景観計画で指定した区域でも、地域住民の申出等により景観協議会の意見を踏まえ町長が告示した場合には、景観計画の改定前であっても景観計画の第一種地区とみなして景観条例で行為の規制を行うものとします。

### ① 第一種地区

景観重点区域にあつて、文化的景観の価値を決定する最も重要な地区で、特に重点的に景観を保全し創出する地域を「第一種地区」とします。

- ・ 四万十川条例に基づく「回廊地区」
- ・ 重要文化的景観選定申出地区の中で重要な構成要素にする地区
- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木
- ・ 景観重要公共施設
- ・ 地域住民の申出地区若しくは地域住民と協議の整った地区

### ② 第二種地区

景観重点区域にあつて、第一種地区の周囲及び後背地で、文化的景観の価値を決定する地区として第一種地区と一体的に景観を保全し創出する地域を「第二種地区」とします。

- ・ 四万十川条例に基づく「保全・活用地区」
- ・ 景観計画で指定した地区

## (2) 景観一般区域

景観重点区域以外の地域を「景観一般区域」とし、「日本最後の清流」と言われる四万十川が流れる町として、経済活動との調和を図りながら、地域の自然や歴史・文化・人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を保全し創出します。

## 3. 四万十町の景観形成に関する取り組み

### (1) 四万十川条例による規制誘導

四万十町は、環境をテーマとした魅力ある地域づくりを具体的に進めるため、高知県及び四万十川流域の各市町とともに「四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（略称：四万十川条例）」及び同条例に基づく指標、環境配慮指針を策定し、人と自然が共生する循環型の地域社会の創出に向けて、様々な諸施策に取り組んできました。

四万十町景観計画では、町全体の豊かな自然と地域の人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を守り・発展・創出することを目的に、四万十川条例の理念を発展させ、自然と調和のとれた景観づくりを進めるための施策を展開します。

## (2) 四万十町総合振興計画との整合性

第2次四万十町総合振興計画では、3つの基本方針に基づく政策目標の実現に向けたまちづくりを推進するよう取り組んでおります。

基本方針の一つである「生涯元気で郷土愛に満ちた人づくり」の基で施策目標として「生きがい・誇りを持てるまち」の中で四万十川の文化的景観の保全・継承を定めており、四万十川の景観を中心とした重要文化的景観の保存・活用を含めた景観づくりのための計画を反映させていきます。

## (3) 四万十町都市計画との調整

四万十町都市計画では、窪川地区の市街地及びその周辺地区を都市計画法に基づく都市計画区域として指定地区の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地利用のあり方を定めています。

窪川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物の容積率及び建ぺい率並びに建築物の各部分の高さの制限について地域の実情に合わせた形態制限を導入しています。

この形態制限による建築物の適正な規制誘導について景観計画と調整を図ります。

## (4) 四万十町環境基本計画との調整

四万十町環境基本計画では、景観と調和したまちづくりとして「本町最大の資源である四万十川流域は、「四万十川流域の文化的景観中流域の農山村と流通・往来」として国の重要文化的景観に指定されています。この重要文化的景観の保全・継承とともに、歴史的、自然的特性を活かした景観形成に配慮したまちづくりを進めます。」とあります。

この四万十町環境基本計画の理念を踏まえ景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針を定めます。



町の木「ヒノキ」



4. 景観形成を推進する景観重点区域の概要

景観 類型	区 域	第一種地区	第二種地区
山村景観	大正奥四万十	梶原川から国道・町道までの区間、中津川から町道までの区間、大正中津川・下津井・下道・木屋ヶ内・大正大奈路・西ノ川の各集落及び農地並びに久木ノ森山風景林、久保谷風景林、市ノ又溪谷風景林、奥大道自然観察教育林（複層林）、梶ヶ谷山林木遺伝資源保存林（モミ保護林）及び古屋山林木遺伝資源保存林（大道アカ松保護林）	梶原川流域及び中津川流域の集落及び河川から第一稜線までの区間（第一種地区を除く）
	日野地川流域	日野地川から県道・町道までの区間並びに久保谷風景林、森ヶ内風景林及び佛ヶ森山風景林	窪川中津川・日野地の各集落及び日野地川から第一稜線までの区間（第一種地区を除く）
河川景観	四万十川	弘瀬一川平間の四万十川から国道・県道・町道までの区間、昭和（三島轟集落）・小野・広瀬・井崎の各集落及び農地	弘瀬一川平間の四万十川から第一稜線までの区間（第一種地区を除く）
田園景観	高南台地	上秋丸一家地川間の四万十川から国道・県道・町道までの区間、壱斗俵・米ノ川・市生原の各集落及び農地	上秋丸一家地川間の四万十川から第一稜線までの区間（第一種地区を除く）
街並景観	窪川市街地	四万十川と国道 381 号線、町道山手線、吉見川沿いの堤防、県道窪川船戸線、町道茂串線、窪川若井線並びに同線と東方向で交差する土佐くろしお鉄道中村・宿毛線により囲まれた地区。	国道 381 号線と四万十川左岸との交点を起点とし、窪川 1445-7 番地先から窪川 1456-1 番地方向までの第 1 稜線と起点に囲まれた地区
	志和地区	志和川から船頭川の北東側に位置する集落（志和浦分）	県道志和仁井田線と町道志和大屋敷和田線分岐から船頭川の合流点の範囲で志和川から北側に接する集落

【備考】

- この表で表記する河川は、第一種地区の行為の規制区域となる。
- 町内全域の国道・県道・町道は、重要景観公共施設とするため第一種地区の行為の規制区域となる。また、第一種地区の国有林のうち分収造林及び分収造林については第二種地区の行為の規制区域となる。
- 景観計画で指定された景観重要建造物及び景観重要樹木は、第一種地区の行為の規制となる。
- 山村景観の大正奥四万十景観重点区域のうち下津井・下道・木屋ヶ内・大正大奈路・西ノ川の各集落は、第一種地区としての告示が整うまでの間は第二種地区とする。
- 河川景観の四万十川景観重点区域のうち広瀬・井崎の各集落は、第一種地区としての告示が整うまでの間は第二種地区とする。
- 田園景観の四万十川景観重点区域のうち米ノ川集落は、第一種地区としての告示が整うまでの間は第二種地区とする。



## 第5章 景観形成上の課題整理と対応方針

### 1. 景観形成上の課題整理

前述した地域特性や景観形成に関するこれまでの取り組みを踏まえ、①山村景観②河川景観③田園景観④街並景観の4つの景観類型ごとに、景観形成上の課題を整理します。

#### (1) 山村景観 「暮らしの知恵が引き継がれる 生活の景観」

四万十町の森林は、大部分が温暖帯林（標高0～1,000m）で、シイ・カシを中心とした照葉樹林が占め、一部、標高600～1,200mの地域である市ノ又溪谷風景林や中津川や日野地川の上流部などにモミ・ツガ・アカガシを主体とした樹種が混在する推移帯林が見られます。また、集落近くの山（いわゆる里山）は、農耕用の牛馬の飼料としての草刈場（入会林に遷移）、稲木、杭、柄等の農機具、薪炭林として伐採が繰り返されてきました。このため、植物相は多様性に富んでおり、様々な花が咲き誇っていました。春先にはピンクのフジツツジ（メンツツジ）が山のあちこちに咲き、四万十川中流域に春を告げ、その後、オンツツジと続き、まさに四万十川の里山は百花繚乱でした。

最近、薪炭林はおろかパルプ材としても広葉樹が利用されなくなり、極相樹種のシイが蔓延しています。四万十川条例では、天然林の伐採や針葉樹の植樹を行為の制限条項（解釈で除外）としていますが、シイが遷移している現状を、政策的に良好な景観へと転換・創出する必要があります。

ヤイロチョウやカワセミなどの野鳥の鳴き声も良好な景観を相乗しています。

大正奥四万十景観重点区域と日野地川流域景観重点区域は、ともに広大な国有林とそこで働く人を担う集落として発展してきました。この国有林野事業による影響かこの地域の林業技術力は高く、その山林経営規模の大きいことが特徴となっています。

山の暮らしは、農業の単一品種生産と違い、山の実りを採取・加工・流通・販売することで生活を築いてきました。

この地域の景観は、生活力あるものづくりの技術や季節折々の祈りの儀式を含めた「生活の景観」であり、暮らしとの風俗習慣と一体的に守り創出する必要があります。



森林軌道木屋ヶ内トンネル

地域名	景観資源	景観形成上の課題
大正奥四万十景観重点区域	森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>■戦後のスギ・ヒノキの単層植樹による森林が、間伐等の未整備により「線香林」化している。また、戦後のエネルギー転換により炭焼きが激減し、薪炭林の活用が低迷し、温暖帯の極相樹種として多くの山がシイ・カシ林に遷移している。また、特用林産材としてクヌギが植林されたが、後継者不足と椎茸生産の減少により適齢伐期を越えるに至っている。</li> <li>■山村の景観は、山村での暮らしが成り立って始めて確保されるもので、自然に任せ手を加えないといった自然絶対論は山村景観の崩壊に導くこととなる。環境にやさしく搬出コストの低減化を図った「四万十方式作業路」による取組みなど、山に人を近づける施策は急務となる。</li> <li>■グリーンツーリズムなど現代的な複合経営による山の担い手確保が、景観形成の大切な要素となっている。</li> </ul>
	農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■これらの地域には、棚田や段々畑が山麓の傾斜地に点在しているが、有害鳥獣被害による耕作放棄地が見られる。</li> </ul>
	集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>■これまでの山村集落の建築様式は在来工法による農家住宅であったが、職住分離や生活様式の変化からプレハブメーカーによる住宅の建築も見受けられるようになった。</li> </ul>
日野地川流域景観重点区域	河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>■四万十川特有の魚種の豊かさも、ツガニやウナギなどの減少で大きく変化している。</li> <li>■遊漁規則による規制や川での遊泳抑制から川空間の親水機能が低下している。</li> </ul>
	伝統的建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>■藩政時代の山間の生活・建築様式を残した貴重な建築物に、国指定重要文化財の旧竹内家住宅があり、NPOボランティア団体により季節感のある山村行事を文化の生活様式を取り入れた利活用イベントを積極的に展開している。この事例をどう景観行政へ広め展開していくかが課題となる。</li> </ul>
	森林軌道跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国有林の木材搬出用に使用された森林軌道跡があり、一部はウォーキングトレイルとして整備されているが、来訪者が少なく景観形成意欲が弱い。</li> <li>■森づくりや環境学習の場として、「ヤイロチョウトラスト地」と一体的な景観創出の整備が求められている。</li> </ul>

## (2) 河川景観 「昭和の郷愁 遊びの景観」

四万十川の景観は、川とそこに暮らす人々との関係において距離がないことが特徴といえます。それは、川の恵みを生活の糧にしてきたことによります。

沈下橋は、川との距離を感じさせることなく、橋の上から飛び込む子どもたちの遊ぶ姿がみられ、鮎が岩をはむ跡を覗き込む橋となります。

漁法も多種多様で漁族の種類の高さも四万十川たる所以。幾竿も流れに任す鮎の友掛け漁や早瀬にのまれるピンピン漁、幻想的な火振り漁やまさに原始的な手掴み漁など鮎漁だけをみても多くの漁法があります（現在、遊漁規則で禁止されているものもあります）。

沈下橋、抜水橋、鉄道橋と、幾筋に架けられた橋は、通運の歴史を知ることができます。

この四万十川景観重点区域は、川の暮らしを再発見し昭和の時代を振り返ることのできる「遊びの景観」といえます。

地域名	景観資源	景観形成上の課題
四万十川 景観重点区域	河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>■川沿いにはトサシモチケ群落やキシツツジの自然が残っており、護岸工事については河川の修景や近自然工法の採用が求められる。また、道路から河川への眺望景観を確保する景観整備も一定必要となる。</li> <li>■暮らしの匂いを醸し出す水辺空間は、伝統的な生活習慣が集積されている地域でもある。川原を利用した物干しや楮の晒し、川竹の利活用など意識的に川へしむける工夫も必要となる。</li> </ul>
	中州	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中州は独特の河川景観を創り出し、農地の耕作によって季節ごとに味わいのある景観を醸している。</li> </ul>
	農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■四万十川沿いの河岸段丘上に開墾された農地で、水稻を中心に菜花やシントウなど多品種の複合的な農業が行われ、農地周辺にアジサイや芝桜を植栽するなど色彩のある景観を形成している取組みもあるが、耕作放棄地などが全体的に広まっている。</li> <li>■川霧に育てられる四万十茶は全国的にも評価が高い。段々畑で生産される茶は生産性が低く高齢化により茶畑の維持管理が困難となりつつある。</li> </ul>
	集落	<ul style="list-style-type: none"> <li>■四万十川沿いの丘陵地や支流との合流点に、農業を生業としながら鮎火振漁を行う集落が点在している。</li> </ul>
	伝統産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■泉貨紙は、農業の副業として四万十川流域で古くから生産されていた純楮製の和紙で、十和地区で伝統技術が伝承され世界的に注目されている。地域特性にあった景観としてもっと広める必要がある。</li> <li>■楮の晒しは冬場の過酷な作業工程であるが、川の景観にマッチした風物詩で、一定の生産規模を図りたい。</li> <li>■伝統漁法の「火振り漁」は昭和8年に県知事の許可制となった鮎漁で、四万十川流域の伝統漁法の一つであるが、「見せる景観」として漁の日時や場所を伝える工夫が求められる。</li> </ul>
	沈下橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>■四万十川の洪水時に耐えるために造られた橋脚が低く欄干もないコンクリート製の橋で、現在も生活道として利用されている。周辺環境を沈下橋へといざなう一体的な景観形成が求められる。</li> <li>■沈下橋の周辺の主要道路のガードレールを、河川眺望を確保するためガードケーブルに改善する。</li> </ul>

(3) 田園景観 「瑞穂の国の原風景 実りの景観」

ふるさとを後にしてはじめて知るわが町の米のおいしさ。この高南台地の仁井田米ブランドは、四万十川の灌漑による「水」から創られた米といえます。

川を畏れ戒め鎮めた先人の川を治める構造物は、堰や導水路に堤防と幾多にのぼり、歴史を物語る産業遺産として保存活用する必要があります。

この黄金色にたわる田園に鈴の音が渡る遍路道が織り成す景観は「実りの景観」といえます。田園と農家住宅と水路の景観に修景を加えながら新たに創出しなければなりません。

地域名	景観資源	景観形成上の課題
高南台地景観重点区域	水田	■この地域は、県内でも有数の穀倉地帯で、広大な水田で生産される良質米は、仁井田米のブランドで知られている。
	水利構造物 堰 水路 堤防	■四万十川の清流を高南台地の水田に利用するために堰や灌漑用水路など歴史的な構造物群が存在する。 ■四季折々の季節感を感じさせるための周辺景観の在来樹種による修景整備を図る。 ■発電所導水路や法師ノ越水路トンネルは、四万十川を灌漑に利用し高南台地を開墾し美田にしてきた歴史を物語る文化遺産として保存活用する。
	集落	■この地域の稲作と集落形成の歴史は長く、経営規模の大きい農家も多い。建物更新には、風格ある農家住居と庭の一体的な家並み景観へ誘導する。
	神社仏閣	■高南台地の開墾の歴史を物語る高岡神社は、伊予の豪族・河野氏によって創建され、空海が五社に分座したと言われる。 ■遍路道と一体的に「五社さん」にいざなう祈りの道景観として周辺環境を整備する。

(4) 街並景観 「四国霊場札所の門前町と志和の景観」

窪川市街地は、第37番札所の門前町として発展し、現在もその景観を一部とどめています。古くは城下町に基礎をおき、門前町へと発展した四万十川中流域の農山村地域にあっては、特異な商業都市と言えます。志和地区は、高南台地の生産物が集積され、藩政期から昭和初期にかけては四万十川流域の恵みの流通・往来の結節の地で、志和坂には当時の繁栄が偲ばれる往還が残っています。

地域名	景観資源	景観形成上の課題
窪川市街地 志和地区 景観重点区域	伝統的 建造物 往還	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 窪川市街地には旧半平旅館、岩本寺、文本酒造、美馬旅館等の明治後期の建築様式を伝える貴重な建造物がある。旧半平旅館は平成 20 年度に復元工事を行い、今後は地域内外の交流拠点としての活用が課題となっている。また、門前町にふさわしい街並景観形成も急務となっている。</li> <li>■ 志和地区には、薬師寺をはじめ諏訪神社、志和天満宮等の貴重な建造物が多数存在しているが、各建造物ともに修繕の必要箇所がある。また、窪川と志和を結ぶ往還も確認されており、保全と管理が急務となっている。</li> </ul>



窪川の街並



### 2. 将来の景観像と基本目標

四万十町が良好な景観の形成と創出を進める将来像は、住民・事業者・行政とが協働して描かなければなりません。その基本理念は、「町民と行政が目的を共有し、お互いの責任のもと役割を分担しながら町民主体の協働によるまちづくりを推進する」とする第2次四万十町総合振興計画の方針と合致するものです。

また、山・川・台地・海と多様で多彩な自然の恵みと奥行きを増した歴史風土は、四万十町の持つ「強み」です。

この歴史と風土が織り成す景観資産は、長い歳月の中で、水と緑の恩恵にあずかりながら、守り育み、足すことと引くことのバランスを生活者の知恵として「共生の環境思想」を暮らしの中で体現してきたことにより、後世に伝えることができたのです。

「環境の世紀」といわれる今日、私たちに課せられた課題について、山や川で生きた先人の「生活者の知恵」を今一度学ぶ必要があります。

山や川や海で暮らすことに誇りが持て、地域共同社会の中で、将来不安のない安定した生活することができる社会実現こそが、良好な景観を形成する原動力となります。

#### 景観形成のキャッチコピー

**山・川・海 自然と人の元気が 生活景観力**



茶堂



3. 景観形成区分ごとの基本目標

四万十川の清流を保全することは、その源である森林を保全することにつながっています。この四万十川の自然＝森林資源は、江戸時代には藩政林（御留山）として土佐藩の財政を支え、戦後日本の復興・高度成長を支え、現代ではCO<sub>2</sub>の吸収を通じて地球環境の保全という大きな役割を果たしています。しかし、シイ・カシ林の極相遷移の森林景観の変化は、山に生きる人の暮らしが成り立たなくなった現れです。

流域住民が日々の生活・生業の中で延々と守り伝えてきたものの価値に気づき、山や川や農での生業が継承できる具体的な政策の展開、つまり生活起点の景観形成力が基本目標の基軸となります。

(1) 山村景観

将来の景観像	●四万十川の清流の源である森林	それを守り育てていく山村集落
	基本目標	
	○歴史と文化が息づく山村の「生活の景観」を活かした新たな観光交流を振興します	
	○山村景観を守り育てる生活者の暮らしが成り立つよう産業振興をします	

(2) 河川景観

将来の景観像	●山と川の恵みの往来と暮らしに根づく川文化	それを支え活用していく流域集落
	基本目標	
	○潤いのある川の体験型プログラムを創出し、「遊びの景観」を創出します	
	○多様な生物が生息できる水辺空間づくりを行い、川での暮らしを支援します	

(3) 田園景観

将来の景観像	●四万十川の最大の恩恵を受ける水田	それを守っていく農村集落
	基本目標	
	○田園と水路と沿道集落景観に修景を加えながら、「実りの景観」を創出します	
	○循環型農業による食を通じた都市との交流を深め滞在型市民農園を進めます	

(4) 街並景観

将来の景観像	●城下町を基礎として発展した門前町、台地と海を結ぶ往還と浦の街並み	それを守り活用する街並空間
	基本目標	
	○街並み整備等を行い「重要文化的景観にふさわしい街並み」を創出します	
	○伝統的建造物と往還の保全活用により交流人口の拡大を進めます	

## 第6章 四万十町景観計画の景観形成基準（行為規制）

良好な景観を保全・形成するうえで特に影響を及ぼす規模の建築行為等を対象とした行為の制限として、届出対象行為及び景観形成基準を次のとおり定めます。

届出行為は、四万十川条例に基づく規制の内容と範囲について住民の経験知と了解知を踏まえながら、四万十川条例では行為制限対象外であった自己居住住宅にも行為対象を拡大するとともに、その規制範囲について一定の面積要件を広めた。

### 1. 届出行為の規模

行為の種類	届出行為の規模		
	景観重点区域		一般区域
	第一種地区	第二種地区	
①鉱物の掘採又は土石の採取	10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	1,000㎡以上又は高さ3mを超えるもの	10,000㎡以上（※注2）
②土地の形状変更	100㎡以上	1,000㎡以上	10,000㎡以上（※注2）
③建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去	述べ床面積100㎡以上又は高さ10mを超えるもの		述べ床面積200㎡以上又は高さ10mを超えるもの（※注2）
④建築物の外観の模様替え及び色彩の変更	行為面積の合計が10㎡以上のもの		
⑤工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去	10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	1,000㎡以上又は高さ5mを超えるもの	
⑥工作物の外観の模様替え及び色彩の変更	行為面積の合計が10㎡以上のもの		
⑦森林（天然林及び植林）の伐採	・天然林の伐採 100㎡以上 ・植林の伐採 10,000㎡以上（※注1）	・森林の伐採 10,000㎡以上（※注1）	・森林の伐採 10,000㎡以上（※注2）
⑧針葉樹（杉及び桧）の植樹	100㎡以上	—	
⑨屋外における物品（土石、廃棄物）の集積又は貯蔵	10㎡以上又は高さ1.5mを超えるもの	1,000㎡以上又は高さ3mを超えるもの	
<b>【備考】</b>			
1. ※注1は、四万十川条例による「回廊地区」、「保全・活用地区」の許可を要する基準に、四万十町の景観計画及び景観条例として、「植林の伐採」の行為を横だした内容			
2. ※注2は、四万十町の区域において、これまで四万十川条例による「回廊地区」、「保全・活用地区」を除く区域に景観計画区域の一般区域として行為の規制をかけるもの。			

2. 景観形成基準

(1) 景観重点区域

【山村景観・河川景観・田園景観・街並景観】

項目	項目毎の形成基準
	第一種地区
① 鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切土、盛土の高さ 高さ5m以下とすること。</li> <li>・ 景観の保全 裸地の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること。 石垣・自然景観・緑地の保全、法面の緑化措置を講ずること。 濁水対策を講ずること</li> </ul>
② 土地の形状変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切土、盛土の高さ 高さ5m以下とすること。</li> <li>・ 景観の保全 裸地の抑制、遮蔽措置を講ずること。 石垣・自然景観・緑地の保全、法面の緑化措置を講ずること。 濁水対策を講ずること</li> </ul>
③ 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去（工作物含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ 高さ13mを超えないこと。 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。</li> <li>・ 外観 勾配屋根、適度な軒の出を有すること。 原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難しい場合はこれを模したものを使用すること。</li> <li>・ 色彩 マンセル値10未満。 周辺の景観と調和するものであること。</li> <li>・ 撤去の場合 景観に適合した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</li> </ul>
④ 建築物の外観の模様替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観 勾配屋根、適度な軒の出を有すること。 原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難しい場合はこれを模したものを使用すること。</li> </ul>
⑤ 建築物・工作物の色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 色彩 マンセル値10未満</li> </ul>

## 四万十町景観計画

	周辺の景観と調和するものであること。
⑥森林(天然林及び植林)の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然林の伐採 原則として水辺の天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の30%以下とすること。</li> <li>・植林の伐採 原則として、植林の伐採方法を間伐とすること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該植林の面積の30%以下とすること。</li> </ul>
⑦針葉樹(杉及び桧)の植樹	植林(杉・桧)の下刈り、間伐を適正に行うこと。
⑧看板、広告板等の設置	(別途、第7章で詳細記載)
⑨屋外における土石物、廃棄物等の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。</li> <li>・露出の抑制、遮蔽措置 集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること。</li> </ul>

項目	項目毎の形成基準
	第二種地区
① 鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望景観 稜線を分断しないこと。</li> <li>・景観の保全 第一種地区と同じ。</li> </ul>
② 土地の形状変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望景観 稜線を分断しないこと。</li> <li>・景観の保全 第一種地区と同じ。</li> </ul>
③建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去(工作物含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 20mを超えない。ただし、公益上やむを得ない事情があるものとして町長が特に認める場合を除く。 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。 稜線を分断しないこと。</li> <li>・外観 勾配屋根、適度な軒の出を有すること。 原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難い場合は</li> </ul>

	<p>これを模したものを使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩 マンセル値 10 未満 周辺の景観と調和するものであること。</li> <li>・撤去の場合 景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</li> </ul>
④建築物の外観の模様替え	第一種地区と同じ。
⑤建築物・工作物の色彩の変更	第一種地区と同じ。
⑥森林(天然林及び植林)の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然林の伐採 原則として天然林は保全すること。ただし、行為地全体の伐採率は、当該天然林の面積の 30%以下とすること。</li> <li>・植林の伐採 周辺景観への影響に配慮し、伐採を行った場合は緑化に努めること。</li> </ul>
⑦針葉樹(杉及び桧)の植樹	第一種地区と同じ。
⑧看板、広告板等の設置	(別途、第7章で詳細記載)
⑨屋外における土石物、廃棄物等の集積又は貯蔵	第一種地区と同じ。

(2) 景観一般区域

項目	景観一般区域の項目毎の形成基準
①鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重点区域からの眺望景観 景観重点区域から見える稜線を分断しないこと。</li> <li>・景観の保全 第一種地区と同じ。</li> </ul>
②土地の形状変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重点区域からの眺望景観 景観重点区域から見える稜線を分断しないこと。</li> <li>・景観の保全 第一種地区と同じ。</li> </ul>
③建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去(工作物含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 高さは 20mを超えないこと。ただし、公益上やむをえない事情があるものとして町長が特に認める場合を除く。</li> </ul>

	<p>景観重点区域から見える稜線を分断しないこと。</p> <p>景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外観                     <p>原則として、勾配屋根、適度な軒の出を有すること。これによらない場合は、建築物の形状、色彩等を周辺の建築物と調和するものにする。</p> <p>原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難い場合はこれを模したものをを使用すること。</p> </li> <li>・色彩                     <p>マンセル値 10 未満</p> <p>周辺の景観と調和するものであること。</p> </li> <li>・撤去の場合                     <p>景観に配慮した跡地の整理の計画を定め、当該計画に基づく整理を適切に行うこと。</p> </li> </ul>
④ 建築物の外観の模様替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観                     <p>原則として、勾配屋根、適度な軒の出を有すること。これによらない場合は、建築物の形状、色彩等を周辺の建築物と調和するものにする。</p> <p>原則として木材、石材等の自然素材を使用し、それにより難い場合はこれを模したものをを使用すること。</p> </li> </ul>
⑤ 建築物・工作物の色彩変更	<p>第一種地区と同じ。</p>
⑥ 森林（天然林及び植林）の伐採	<p>第二種地区と同じ。</p>
⑦ 針葉樹（杉及び桧）の植樹	<p>第一種地区と同じ。</p>
⑧ 看板、広告板等の設置	<p>（別途、第 7 章で詳細記載）</p>
⑨ 屋外における土石物、廃棄物等の集積又は貯蔵	<p>第一種地区と同じ。</p>



## 第7章 屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限

高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第3条各号により、看板等は四万十川の両側500mは、設置禁止地域に指定されています。また、国道381号線や県道窪川船戸線の一部は、同条例により許可地域に指定されています。

自動販売機は屋外広告物条例から除外されていますが、四万十川条例では規制されています。

屋外広告物条例に掲げる「禁止地域等」以外の場所において、看板・広告板その他これらに類するもの又は自動販売機を「景観重点区域（第一種地区・第二種地区）」及び「景観一般区域」に設置する場合は、次に掲げる届出の行為の種類と規模になります。

### 1. 届出行為の規模

行為の種類	届出行為の規模			高知県 屋外広告物条例
	景観重点区域		景観一般区域	
	第一種地区	第二種地区		
看板、広告板等の設置	一辺が4m以下かつ表示可能面積が4㎡以下を除く。			一辺が4m以下かつ表示可能面積が10㎡以下を除く。
自動販売機等の設置	全ての設置行為			—

### 2. 景観形成基準（四万十川条例に依拠する）

行為の種類	景観形成基準		
	景観重点区域		景観一般区域
	第一種地区	第二種地区	
看板、広告板等の設置 自動販売機等の設置	1. 色彩はマンセル値10未満で周辺の景観と調和するもの。 2. 蛍光色を使用しないこと。		

○高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定

■四万十町の区域で設置禁止地域（条例第3条第16号関係：平成8年高知県告示第495号）

四万十川の河川区域から500メートル以内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。

- 1～5 （略）
- 6 右岸側の高岡郡四万十町米奥字シロハナ 74 番1地先(四万十川沈下橋西詰め)から字沖代711番地先(四万十川と川奥川との合流地点)までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域
- 7 左岸側の高岡郡四万十町七里甲字桶ノ元 222 番2地先(県道作屋影野駐車場の松葉川橋東詰め)から字古城ノ東 896 番地先(四万十川と勝賀野川との合流地点)までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域
- 8 左岸側の高岡郡四万十町新開町 1460 番1地先から 297 番2地先(四万十川と吉見川との合流地点)までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域
- 9 右岸側の高岡郡四万十町南川口字宮ノワキ 559 番1地先から字クホタ 41 番地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域
- 10 右岸側の高岡郡四万十町大正北ノ川字クボフン 395 番2地先から字シモ谷ヤシキ 160 番地先(四万十川沈下橋東詰め)までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域
- 11 右岸側の高岡郡四万十町大正字奥田 22 番1地先から字椎山 1312 番地先(四万十川と櫛原川との合流地点)までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域
- 12 右岸側の高岡郡四万十町昭和字四手崎山 1133 番49地先から字タキヤマ 749 番2地先までの区間の河川区域端から側方へ300メートル以内の区域
- 13 右岸側の高岡郡四万十町十川字ハキ高 958 番1地先から十和川口字ツツミドウ 375 番2地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域

■四万十町の区域で許可地域（条例第5条関係：平成8年高知県告示第495号）

第6号 国道381号線の全線

県道窪川船戸線の四万十町の都市計画区域内

第8号 四国旅客鉄道株式会社及び土佐くろしお鉄道株式会社の路線から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

## 第8章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

### 1. 景観重要建造物の指定の方針

地域の個性ある景観形成の核となる以下の項目に該当する建造物については、所有者の同意を得た上で、景観重要建造物として景観協議会の手続きを踏まえて景観行政団体の長が指定する。

#### 指定の方針

- 優れたデザインを有し、良好な景観の形成を特徴づけているもの
- 町民に親しまれており、地域のシンボリックな存在であるもの
- 地域の歴史、文化、生業などの特性を現すもの
- 道路その他公共の場所から、公衆によって容易に望見されるものであること

#### 景観重要建造物

高加茂神社(市生原)	市生原薬師堂(市生原)	河内神社(大正中津川)
茶堂(大正中津川)	旧大正営林署(大正)	三島神社(昭和)
泉貨紙製作所(大井川)	蘇我神社・八坂神社(小野)	願成寺(小野)

#### 景観重要建造物候補

志和天満宮(志和)	諏訪神社(志和)	志和薬師寺(志和)
旧半平旅館(茂串町)	岩本寺(茂串町)	

### 2. 景観重要樹木の指定

以下の項目に該当する樹木については、所有者の同意を得た上で、景観重要樹木として景観協議会の手続きを踏まえて景観行政団体の長が指定する。

#### 指定の方針

- 地域の植生を特徴づけ、良好な景観の形成に寄与するもの
- 町民に親しまれており、地域のシンボリックな存在であるもの
- 地域の歴史、文化、生業などの特性を現すもの
- 遠くから存在を認識させ、重要な場所を強調するもの

#### 景観重要樹木

天神杉(弘見 権花天神社)	ソメイヨシノ(西の川口)	熊野神社の大杉(大正)
昭和天皇お手蒔きのクスノキ(十和川口)	ナギ(十川 星神社)	

景観重要樹木候補					
No.	場所	樹種	No.	場所	樹種
1	琴平町	プラナタス	36	森ヶ内	スギ
2	〃	ナンキンハゼ	37	〃	カツラ
3	西川角	サクラ	38	窪川中津川	ヒノキ
4	東川角	サクラ	39	東北ノ川	ヒノキ
5	仕出原	スギ	40	越行	サクラ
6	〃	コジイ	41	影野	お雪ツバキ
7	〃	イチイガシ	42	〃	茶汲畑のスギ
8	金上野	コジイ	43	床鍋	ツクバネガシ
9	峰ノ上	イロハモミジ	44	与津地	オガタマノキ
10	中神ノ川	スギ	45	黒石	イチョウ
11	榑山	サクラ	46	〃	メタセコイア
12	根々崎	スギ	47	〃	下駄場のスギ
13	〃	スギ	48	奈路	ツクバネガシ
14	茂串町	タラヨウ	49	志和	クスノキ
15	〃	イチョウ	50	志和八幡宮	イマヌキ
16	〃	ムクロジ	51	志和諏訪神社	ホルトノキ
17	口神ノ川	ヒノキ	52	小鶴津	ナギ
18	見付	スギ	53	大鶴津	オガタマノキ
19	寺野	コブシ	54	〃	イス
20	桧生原	ヤブツバキ	55	興津	バクチノキ
21	〃	スダジイ	56	〃	クロガネモチ
22	家地川	ケヤキ	57	〃	タブ
23	川ノ内	アスナロ	58	三崎山	クチナシ
24	日野地	エドヒガン	59	興津	ソテツ
25	作屋	サクラ	60	奈路	三本堰エノキ
26	越行	スギ	61	平串	イロハモミジ
27	市生原	カヤ	62	〃	オンツツジ
28	壺斗俵	サクラ	63	南川口	ヒイラギ
29	〃	コジイ	64	大井野	ツバキ
30	上秋丸	オニグルミ	65	三崎山	ヘツカニガキ
31	〃	エノキ	66	大正北ノ川	サクラ
32	栗ノ木	モミ	67	烏手	ヒメシャラ
33	〃	コブシ	68	〃	サクラ
34	桑ノ又	トチノキ	69	相去	モクレン
35	日野地	コウヨウザン	70	大正中津川	サクラ

景観重要樹木候補					
No.	場所	樹種	No.	場所	樹種
71	弘瀬	サクラ	96	広瀬	イチイガシ
72	市ノ又	サクラ	97	〃	センダン
73	下道	ムクノキ	98	地吉	クスノキ
74	下津井	ムクノキ	99	古城	センダン
75	〃	ムクノキ	100	下道	オンツツジ
76	打井川	イロハカエデ	101	打井川	オンツツジ
77	〃	スギ	102	大奈路	イトヒバ
78	上岡	フジ	103	〃	ヒイラギ
79	大正	イマヌキ	104	大道	ヤマナシ
80	〃	ムクロジ	105	〃	ヒノキ
81	〃	轟崎のシイ	106	〃	コウヤマキ
82	上大道	コナラ	107	今成	クロガネモチ
83	茅吹手	サクラ	108	大井川	カキ
84	〃	サクラ	109	下津井	ムクノキ
85	〃	センダン	110	浦越、茅吹手、広瀬	センダン
86	津賀	サクラ	111	河内	ツバキ
87	河内	ハコネウツギ	112	打井川	チシャノキ
88	昭和	サクラ	113	〃	チシャノキ
89	野々川	ヒロハチシャノキ	114	奈路	神明スギ
90	〃	サクラ	115	高野	スギ
91	大井川	ユリノキ	116	南川口	鳥居スギ
92	久保川	センダン	117	影野	サクラ
93	昭和	シナサワグルミ	118	大正	ナギ
94	昭和	イチイガシ	119	昭和	宝珠寺ビャクシン
95	広瀬	ハナガカシ	120		

## 参考

国指定文化財：仁井田のヒロハチシャノキ

県指定文化財：地吉の夫婦杉

町指定文化財：桧原神社の大杉（高野）、河内神社の大杉（南川口）、お雪椿（影野）、熊野大杉（大正）、ナギの大木（大正）、椎の大木（大正）、ナギの木（古城）、宝珠寺の深山白槇（昭和）、天神宮の槇三本（大道）コナラの大木（大道）

## 第9章 景観重要公共施設の整備に関する事項

公共施設は、地域の核となる場合が多く、また景観にも大きな影響を与えるため、その整備に当たっては周辺環境と調和したデザインや工法を採用し、地域性や芸術にも配慮します。

また、地域の気候風土、歴史等への配慮と伝統的なデザイン等を導入し、周辺の自然景観や町並みとの調和を図り、地域で生産される木材や石材等の自然素材（地場産品）の活用に努めます。

### ① 自然が本来有する浄化機能や流出形態の保全・向上

水や土砂の本来の流出形態が維持されるように、工法を検討し実施します。

水の浄化機能が高い森林土壌は保全を原則とし、掘削を伴う場合は可能な限り周囲へ還元します。

また、河岸や河床の改変を伴う事業は、砂利堆積等の移動を阻害しない工法を優先し、河床間隙水域の浄化機能が維持されるよう配慮します。

### ② 水辺林が有する多機能の保全・復元

施工に当たって水辺林に影響が及ばないよう十分な検討を行い、管理を徹底すると共に、伐採せざるを得ない場合は樹木が再生可能となるよう、自然素材を優先した工法の採用や周辺への移植等による水辺林の創出を図ります。

### ③ 生物とその生息・生育場所の保全・復元

重要な動植物の生育・生息する場所は回避するよう、施工箇所・ルート・工法等を検討し、やむを得ない場合は影響が最小限となるようにすると共に、施工中、施工後における濁水・騒音・振動・排気ガス・臭気・煤塵・土壌汚染物質の発生を低減し、有害物質の発生・流出を抑制します。

法面被覆における外来植物の導入は生態系に影響を与える恐れがあり、近傍の在来植物を使用します。

また、砂礫地や石積みなど自然界のさまざまな空間が生物の営巣や隠れ場所、採餌の場となっており、事業実施にあたっては工法や素材を工夫し、より自然に近い状態を目指します。

### ④ 四万十川の流域に根ざした文化や景観の保全・復元

周辺の文化的な景観の歴史的な背景や連続性、一体性を考慮し、主要な展望地点からの眺望景観の改変は最小限にとどめ、その状況に適した工法、工程、構造・デザインを検討し実施します。



種類	指定方針	指定候補	管理者
道路	景観計画区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす道路	町内の国道全て	高知県
		町内の県道全て	高知県
		町内の町道全て 林道大道線	四万十町
河川	景観計画区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす河川	町内の県管理河川全て	高知県
		町内の町管理河川全て	四万十町
橋梁	景観計画区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす橋梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大正橋（大正）</li> <li>・北の川口橋（昭和）</li> <li>・森林軌道跡（佐川橋、柿ノ木サコ橋、西ノ川1号橋、大奈路橋、ユス谷川橋）</li> <li>・沈下橋（壱斗俵沈下橋、清水大橋、向弘瀬橋、上宮橋、向山橋、木屋ヶ内橋、サワタリ橋、里川橋、新谷橋、第一三島橋、第二三島橋）</li> </ul>	四万十町
トンネル	景観計画区域内の景観形成に大きな影響を及ぼすトンネル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林軌道跡（木屋ヶ内トンネル）</li> </ul>	四万十町
水路等	景観計画区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法師ノ越水路トンネル</li> <li>・市生原石積堤防</li> <li>・重要な水路</li> </ul>	窪川土地改良区他



下津井佐川橋

## 第10章 景観農業地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域整備計画は、景観法に基づく景観計画区域内の農業振興地域において、農業振興地域整備計画と整合させながら景観と調和のとれた農業経営を推進するために、対象とする計画の区域、土地利用、農用地等の保全、農業生産の基盤の整備、農業用施設の整備を一体的に進めるための基本的な方針を定めるものです。

### 1. 景観農業振興地域整備計画に定める事項

- ・ 景観農業振興地域整備計画の区域
- ・ 景観と調和のとれた農業上の土地利用に関する事項
- ・ 農用地の保全に関する事項
- ・ 農業生産の基盤の整備に関する事項
- ・ 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

### 2. 計画策定における考え方

農村景観は、その地域の人々が歴史を積み重ねながら暮らしを営むために、農業を主体とした土地利用を進めてきた結果として創出されたものであり、農業は景観の保全が目的ではありません。

しかし、日本の原風景とも言える四万十川流域の景観も、好ましくない開発や高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増加等により、その魅力が失われている実態があります。

そこで、景観農業振興地域整備計画は、農業の営みを継続させることが重要であることを認識し、地域の特性を理解しながら、持続的な農業を推進することを目的に策定します。



仁井田米

## 資料 用語解説

### 【景観法】

都市・農山漁村等における良好な景観を形成するため、我が国で初めての総合的な法律として、平成16年6月に制定された法律。景観行政団体（都道府県、政令市、中核市）は、「景観計画」を策定し、地域の自然的社会的諸条件に応じた施策を行うものとしている。

### 【景観行政団体】

景観法により景観行政を担う主体であり、政令指定都市及び中核市は景観法の施行により自動的に、それ以外の市町村は都道府県知事と協議し同意を得て景観行政団体となる。四万十町は流域5市町と連携して平成19年7月に高知県と協議し同年8月に景観行政団体となった。

### 【景観計画】

景観計画とは、景観行政団体が良好な景観の形成を図る区域を景観計画区域として定め、その区域内における景観形成の方針をまとめたものをいう。また、この景観計画区域では、建築物や工作物などの建築等において、届出が義務付けられる。

四万十町では町内全域を景観計画区域と定め、景観重点区域第一種地区、景観重点区域第二種地区及び景観一般区域の三つの区分による景観形成基準を定めている。

### 【マンセル値】

Albert H. Munsell (1858-1918) は、物体色を色の三属性に基づく三次元色空間の一点としてとらえ、色相 (Hue・記号H)、明度 (Value・記号V)、彩度 (Chroma・記号C) によって表示する方法を考案した。

このマンセル・カラー・システムは、各国規格（日本ではJIS）に採用されている。

現在世界で最も権威あるものと認められ、最も優れた色の表示方法として、この方法が採用され、各方面で（色のものさし）として利用されている。

景観法で指定されている「マンセル表色系」の色見本はマンセル色見本 (Munsell Book of Color) である。正確なマンセル値の色を判定することができる。

### 【極相遷移】

生物群集、特に植物群落が遷移の過程を経て、その地域の環境に適合する、長期にわたって安定な構成をもつ群集に到達したときの状態をいう。

## 四万十町景観計画

平成20年8月制定

平成23年5月改訂

平成24年8月改訂

平成27年3月改訂

平成30年7月改訂

高知県四万十町企画課四万十川対策室

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16-17

<電話>0880-22-3124

<http://www.town.shimanto.lg.jp/>

白丁町

